

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第五項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該住宅耐震改修の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万四百万円	当該家屋の建築面積 （単位 平方メートル）
木造住宅の壁に係る耐震改修	一万千七百万円	当該家屋の床面積 （単位 平方メートル）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	二万千六百万円	当該耐震改修の施工面積 （単位 平方メートル）
木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	一万四千七百万円	当該家屋の床面積 （単位 平方メートル）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	六千円	当該家屋の床面積 （単位 平方メートル）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、鉄板その他の補強材を柱に巻き付けるもの（以下「柱巻補強工事」という。）	百四十三万四千五百円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、柱巻補強工事以外のもの	三万三千百万円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の免震工事	五十九万千五百円	当該耐震改修の箇所数

木造住宅以外の住宅の壁若しくは柱に係るもの又は免震工事以外の耐震改修	二万七百万円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
------------------------------------	--------	-------------------------

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇三号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四八号)

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月五日国土交通省告示第二六四号)

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四六号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日国土交通省告示第七二六号)

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 個人が、令和五年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和八年三月三一日国土交通省告示第四八五号)

- 1 この告示は、令和九年一月一日から施行する。
- 2 個人が、令和九年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。